

# 平成 31 年第 5 回教育委員会議事録

平成 31 年 4 月 10 日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 平成 31 年 4 月 10 日（水）午後 2 時 3 分～午後 3 時 41 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士  
教育人事企画課長

学校整備担当部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞  
中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

特別支援教育課長 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹  
済美教育センター  
(仮称)就学前教育  
支援センター  
開設準備担当課長

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備課長 岡部 義雄  
担当課長

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美  
所

済美教育センター統括指導主事 東口 孝正 済美教育センター統括指導主事 古林 香苗

済美教育センター教育相談担当課長 宮脇 隆 中央図書館次長 加藤 貴幸

副参事 倉島 恭一  
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 1 名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第 26 号 杉並区立富士見丘小学校外 2 施設改築等工事に伴う基本設計及び実施設計業務受託者候補者選定委員会の設置について

### (報告事項)

- (1) 「杉並区立学校における働き方改革推進プラン」の策定について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書の一部変更について
- (4) 区立学校で使用する教科用図書の新採事務について

### (その他)

平成 31 年度における教育委員会事務局の主要課題について

## 目次

### 議案

- 議案第 26 号 杉並区立富士見丘小学校外 2 施設改築等工事に伴う基本設計及び実施設計業務受託者候補者選定委員会の設置について・・・・・・・・・・ 33

### 報告事項

- (1) 「杉並区立学校における働き方改革推進プラン」の策定について・・・・・・・・・・ 4
- (2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 15
- (3) 杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書の一部変更について・・・・・・・・・・ 17
- (4) 区立学校で使用する教科用図書の採択事務について・・・・・・・・ 18

### その他

- 平成 31 年度における教育委員会事務局の主要課題について・・・・・・・・・・ 20

**教育長** ただいまから、平成 31 年第 5 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

初めに、本年 4 月 1 日付け人事異動に伴う新たな説明員につきまして、事務局次長よりご紹介をさせていただきます。

**事務局次長** それでは私から 4 月 1 日付けで人事異動があり、説明員がかわりましたのでご紹介を申し上げます。

まず部長級職員でございます、生涯学習担当部長、中央図書館長兼務でございます、安藤利貞です。次に課長級職員でございます、学務課長、村野貴弘です。続きまして特別支援教育課長、兼務がありまして、済美教育センター（仮称）就学前教育支援センター開設準備担当課長を兼務します、正富富士夫です。続いて学校支援課長、市川雅樹です。続きまして、済美教育センター教育相談担当課長、宮脇隆です。最後になります。済美教育センター統括指導主事、東口孝正です。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**庶務課長** 続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案 1 件、報告事項 4 件、平成 31 年度における教育委員会事務局の主要課題の説明を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは本日の議事に入りますが、議案第 26 号につきましては、区的意思形成過程上の案件でございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 7 項の規定により、審議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**教育長** それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず、報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項 1 番「『杉並区立学校における働き方改革推進プラン』の策定について」、教育人事企画課長からご説明いたします。

**教育人事企画課長** 私からは杉並区立学校における働き方改革推進プランの策定についてご報告いたします。

まずプラン策定の目的でございますが、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化するなか、学校に求められる期待や役割が増加し続け、教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな問題となっているところでございます。またこのことは子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な事態となっております。そこで教育委員会では、教員の勤務内容の精選と縮減を図り、学習指導要領に示された内容を確実に身につけさせる指導を継続的に行うことができる環境をつくることを通して、これまでの本区の質の高い教育を維持発展させていくことを目的として、今般このプランを策定したものでございます。

次に検討経過でございますが、策定委員会を計3回開催して検討を進めてまいりました。またPTA、学校運営協議会委員及び学校支援本部の代表者からの意見を聴取する機会を設け、今回策定したプランへの反映に努めたところでございます。

次に当面の目標でございますが、週当たり在校時間が60時間を超える「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指し、東京都教育委員会が定めた「当面の目標と、同様の目標を設定し、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」としたところでございます。

裏面をご覧ください。次にプランに掲げる取組の方向性についてでございますが、現在区立学校における教員の多くが都費教員であることから、東京都教育委員会と同様の目標を設定したうえで、東京都と連携を図りながら推進することを基本とし、東京都教育委員会と同様に5つの柱を設定し、これらを組み合わせて総合的な対策を講じていくこととしたものでございます。

プランの詳細並びに今後のスケジュールにつきましては、お配りした資料をご覧ください。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

**伊井委員** 2点お伺いしたいと思います。(3)の学校を支える人事体制の確保ということで、「スクール・サポート・スタッフの配置」ということを詳しく教えていただきたいことと、それから在校時間の適切な把握と意識改革の推進というところの中のこの「教員のタイムマネジメント力

向上の推進」というところで、モデル実施ということで、平成 30 年度、平成 31 年度入っておりますけれども、モデル実施の方向性というか結果というか、どのような今方向性が見えているかということ、この 2 点教えていただきたいと思います。

**教育人事企画課長** まず 1 点目のスクール・サポート・スタッフというのは、どういうことかということ、教員のお手伝いをして、印刷をしたり、紙を配ったりとか数えたりとか、そういうスタッフで、これは東京都の補助事業です。現在は杉並区内にはありません。

人を探すのは学校なのですが、都の事業を活用して、今後、希望する学校に入れていきたい。例えば先生たちの学年日より、学級日より印刷したりとか、バサッと送られてくるものをクラスごとに分けたりとか現在教員がやったり、事務職がやったりしているものを、週 2 日ぐらいで手伝ってくれるスタッフです。杉並の場合は学校によっては例えば学校支援本部の人とか、そういう人たちがお手伝いいただいている実態もありますが、それを東京都は予算事業としてやっているというものがこれでございます。

それからもう 1 つの「タイムマネジメント力向上の推進」は、現在天沼小学校と、富士見丘中学校で平成 30 年度から実施をしています。これは教員の時間管理の能力を高めるための研修で、今成果というふうにお話しがあったのですが、一応 30、31 年度 2 年間のモデル事業で、2 年間でやっていますので、まだ中間です。学校の教員の仕事はどうしてもこう積み上げ方式で、どんどんやっていくのですが、時間は限りがあって、その限りある時間をどう有効に使って最大限の仕事をしていくかという、そういう意識を高めるための研修であり、これまでに学校の先生が受けたことのない研修を今実施しているところであります。

**伊井委員** そうしますと、その意識改革ができた部分に関しては、他の学校に拡大していくといった整理展開できるということで解釈をしてよろしいですか。

**教育人事企画課長** おっしゃるとおりでございます。一応 2 年間やった最後には、その学校に校長会の中で、発表してもらい、研修のその内容を、一応 DVD にして、各学校に全部配布をして、31 年度末から 32 年度にかけて各学校がそのビデオを観ながら研修ができるような教材づくりをしています。

**伊井委員** 時間の感覚とか、これまでの長年の仕組みがあるので、すごく難しいところもあると思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

**久保田委員** この間の取組の中で、例えば時間外の留守番電話機能ということについては、現場レベルで勤務時間外のゆったりした感じが以前より出てきているという声を私も多く聞いています。

そんな中でまた今回、ICTのカードを使った出勤・退勤のチェックも含めて始まっていると思いますが、最終的にそれらを有効活用する中で、一人ひとりの教員がそういった時間の感覚をきっちり自分自身で管理していくことができると思いますし、その中でどうしても副校長にいろんなし寄せというか、仕事がそういうときにも集まっていくところがありますので、この調査の中でも副校長の在校時間が一番長いというのは、はっきりしていますので、是非副校長に対するサポートというか、配慮をお願ひできればと思っております。よろしくお願ひします。

**教育人事企画課長** 昨年、ちょうど7月から留守番電話を入れ、非常にこれは学校に聞いたところ好評です。どう好評か、教員が変わったかと聞くと、やはり時間を意識するようになったと、6時半になったら留守電話になるからそれまでに何とかしなきゃいけない。そういったところから、時間を意識した働き方をして、退勤時間が少し早くなった気がする、というのは複数の副校長から報告をいただいているところです。

やはり先ほど申し上げたとおり、学校の先生はどうしても時間を意識した仕事というのはこれまでなかなかできなかった。する必要がなかったということではないにしても、ただやはりより良いものを作っていくために時間よりも質という部分の、やっぱり教員の性みみたいなものがあって、それがやっぱり長時間の積み上げの仕事になってきたという実態があります。しかしながら、限られた時間をどう有効に使って、授業していくかという取組をしていくかっていうところを、少し意識するきっかけには留守番電話はなったかなと思います。

副校長については、確かに在校時間が一番長いのが副校長であり、これはやっぱり色々な誰がやるかわからないような仕事を副校長が担っている部分はどうしてもありますのでこれはやむを得ないかなとも思います。また、1年目の副校長と10年目の副校長では当然仕事のやり方も違います。ただ、本区の場合は、副校長校務支援員というのを16人、現在も配置しておりますので、非常にこれは学校からは助かる、という話を受けて



います。

また非常勤教員というのがおりまして、非常勤教員の職務は基本的には副校長の補佐というのが現在含まれておりますので、学校によっては補佐をしている場合と、そうでない場合もありますが、副校長の補佐を、非常勤教員が少し調査ものを手伝うとか、そういったものに取り組んでいる学校もあります。副校長に対してのケアというのは今後も考えていきたいと思っております。

**對島委員** 留守番電話が導入されてから、中学校や小学校の PTA と懇談会をやるときに学校も留守番電話になるのは大変いいと思うけれども、そうするとこの PTA である私たちも仕事があるからなかなか学校に電話が繋がらないってというような声を聞きましたが、PTA 特別ラインをつくってくれないかとか、なかなか難しいようなご意見もあったのですけれども、こういうのが先生たちの本来の仕事の時間をきちんと確保されていて、退勤が早くなるというのは非常に良いことだと思います。先日中学の先生からも、部活の指導を外部指導員がかなりやって下さるようになって、それがやはり授業準備とかに、時間を使えるようになって、非常に助かっているという話も聞きました。やっぱりこういう、色々なことを考えるのももちろん大事なわけでも、現実にやっぱり現場がどうなっているかというのが一番大事なことだと思いますので、先生方すごくやりたくて仕事をしていらっしゃる方が多いので、どうしてもダラダラというよりも、やっぱりどんどん意欲的にやるから時間がかかってしまう方もいると思うのですけれども、やっぱりプライベートも充実させるというのも先生の仕事に反映されてくると思うので、是非これからも、こういうサポートできることはお願いしたいと思います。

**教育人事企画課長** ありがとうございます。一概に例えば時間を決めて7時に全員帰りなさいとか、そういうふうにするとやっぱり教員の仕事に対する満足感とか達成感とか到達感というのは非常に薄れてくるのではないかなと思います。どうしてもやっぱり、子どもたちのためにもっとよくやりたいと思って仕事をしている教員が多くおりますので、そうした教員の意向はもちろん大切にしていきたいと思いますが、ただ教員のご家庭だとか、自分の健康状態とかを考えたときに、本当にそれでいいのかというのは自己で考えさせていかないといけないし、ある時にはそうやってさっきの留守番電話みたいな時間で区切ることによって、今までは

ダラダラやっていたものが改めて見直すきっかけにはなると思います。教員の意識を変えるだけが働き方改革推進プランではありませんが、しかし意識を変えない限りはいくら仕事を減らしても多忙感はなくならない。そこを考えてまいりたいと思います。

**折井委員** 今ちょうどおっしゃったように7時に帰ればいいというところの関連、退勤時間を管理するということが良くも悪くもだというふうに私も思って、とりあえず帰るのだけれども、持ち帰って仕事をしていると全然ワークライフバランスにならないので、そのあたりのところも含めて、意識を変えなければいけないし、それを支えるシステムもつくっていかねばいけないというふうに思うのですが、私自身のことを考えると、例えば大学の教員をはじめて17、8年前やっていたことと今は全然違って、その最初のころは全部丁寧にすること、全部やっていくことがやっぱり私の場合、対象は学生ですので、学生のためなのだという信念があるのですよね。

その信念があるが故に他にはあり得ないっていうところがあったのか、私の場合は出産だとか、家庭を持つというようなことから、もう現実的に無理だというところで色々工夫するようになって、例えばICTを使うだとか、色々工夫するようになって、今まであんなに必須だと思っていたことが意外と必須ではなく、逆に、例えば学生の自主性だとか生徒の自主性、児童の自主性を伸ばすこともできたのだという、やってみて初めて気がついた部分があるのですね。なので、ベテランの先生の中にも、若い先生の中にも、上手な方っていらっしゃる気がするのですね。

すごく私事なのですが、息子を2年見てくださった担任の先生が素晴らしい先生で、結構手抜きするところは手抜きするのですが、手抜きって言葉ではないのですが、例えば判子1個押すのもそれも子ども同士でやらせるのだけれども、その分音読のところ判子じゃなくて、その日その子が頑張ったことを書くとかっていう、なんかこう上手くバランスを取っている方だったのですね。とっても良く見ていて、ちょこっとしたことでも家庭にばんばん電話がくる。くるとドキドキしちゃって何があったのだらうと思うのですが、そのあたりのバランス感覚がすごく優れている方で、それが上手だなっていうふうにすごく私は常々思っていたので、たとえばグッドプラクティス賞みたいなものをうちの大学やっているのですが、こうやると上手くいくよね、例えばこれって実は子ども達同士で責任感をも

って仕事をするっていう習慣が実はついちゃう。先生はその分の時間を判子押すだけじゃなくて、一言ずつ子どもに書いてあげる時間ができるってというような学校の中で先生方同士がその意見交換をしたりできれば本当は一番いいのですが、この多忙感のある中ではそういった話をちょこちょこするって難しいかもしれないので、何らかの形でそういった本当に生活に根付いたようなやり方を、これ上手くいくよってというようなものがあると、私は結構助かるなと思います。

あと、先生方にとってやはりこの教師という職は特別で、例えばお金をもっと儲けたかったら、違う職業に就いたところ、子どもが喜ぶ姿、伸びる姿が見たくてこの仕事に就いているってところが大きいので、そこはいくらやってもいいのだ、やり方は工夫したほうがいいけど、でもその分、ここの部分に時間をとられているのは苦しいですって、ここの部分ってというのが、このアンケートの中でわかるような作り方があった方がいいなと思います。もしなかったのだったら、なんかちょっとそこの辺りのところを一部の先生でもいいので、少しでも楽にしてほしいなという希望リストみたいなのがあるといいなというふうに思います。先生方、本当に頑張っておられるので、全体でそれをサポートするこの方向性はとても私はすごく頼みにしています。お願いいたします。

**教育人事企画課長** ありがとうございます。

教員の仕事というのは、文科省も整理していますが、必ず教員がやらなきゃいけない仕事と、教員じゃなくてもできる仕事と、色々区別されている。教員がやらなきゃいけない仕事というのは、授業であり、これは絶対的にやらなきゃいけない仕事です。やらなくてもいい仕事というのは、私は教員の仕事にはないと思っていますが、どう優先順位をつけていくかということがとても大事で、一番時間の使い方が上手なのが子育て中の先生です。保育園のお迎えがあるから何時までにここを出なきゃいけない。他の人がおしゃべりしていても、しっかり仕事をして、パッと出ていく。そして残れるときには残ってやる。

こういう時間の使い方ってというのはどうしても身につけていただきたいなと私は思っています。そういうふうにすることによって、いわゆる時短とよく言いますが、どうやったら仕事を効率的にできるのかとか、どういうところは子どもにやらせることでより効果を高められるのか、こういうのを考えて、学校内でやり方を共有している部分がありますけど、そ

うではなく時間に余裕のある先生はどちらかというところだとダラダラダラダラとやっている傾向も無きにしもあらず、そういったところの感覚を変えていかなきゃいけない、それと同時に仕事も減らしていかなきゃいけない、これは教育委員会がやるべきことだなと思っています。

**伊井委員** ひとつ、民間の会社とかだと会社にいるだけではなくて、自宅でやれるとか、自宅近くの何かのところやれるとかっていうようなだんだんやり取りができるようになって、インターネットとか、その形を使って仕事の場所っていうことに関しては、色々な展開ができてきていると思います。色々な可能性が今模索されているところだと思いますが、先生に関してはどうしてもやっぱり、子どもたちに対面するということがあるので、なかなかそこが進められづらいところとか、あと先ほどからおっしゃられているその思いとか、そういったことに対する熱意とかですね、向上するにはやっぱり対面することが大切ということだと思うのですけれども、1つやっぱり保護者の方の、それか先生方を取り巻く環境に関しても、こういうプランをひとつ打ち出すことによって、今こういうことに取り組んでいるのだという理解を得られるようなきっかけになるといいなと思っています。お願いいたします。

**教育人事企画課長** ありがとうございます。

このプランを推進していくためには、地域保護者の合意、というか理解は必須なのです。だから今回策定にあたって、様々な方をお呼びして、色々ご意見をいただいて策定してきたところです。

よく、あの先生いつも遅くまで残って偉いねっていう保護者の方がいらっしやいます。校長の中にもそれを、いわゆる遅くまでいる教員はよく頑張っているから偉い、という校長もいます。でもそういう評価っていうのを変えていかないといけない。遅くまでいて本当に仕事しているのかどうか、そう言っただけは失礼ですけど、しっかりやっているのと、時間を決めてバシッと仕事をして帰っている先生、じゃあ早く帰る先生が良くないのか、そんなことは全くありません。どうやって時間を有効に使って良い授業をしていくか。先ほどのいわゆるテレワークの話だと思うのですが、教員の仕事は子どもと対応することですから学校に来なければできません。

本区においては個人情報を持ち帰れませんから、どうしても学校で仕事をするのですが、ID とパスワードを希望する職員には配布をして、自宅で仕事ができるような制度をつくっています。その教員がどのぐらい使

っているというのは調べていきたいとは思っていますけど、自宅で何かアクセスをして入力をするとか、ただ打ち出しはできない、そうすると個人情報が出ちゃうので。そういった制度はもう10年ぐらい前からつくっていますので、そういうのを活用しています。ただ、そうすると自宅で仕事をしろと言っているようになっちゃうのかなっていう不安はあるのですが、色々な事情の方がいらっしゃるので、そういった制度は出来上がっているところです。

**折井委員** 伊井委員の意見を引き継いでなんですが、本当にこのプランを上手く生かしていくためには、多分私達保護者が本当にポイントなのだな、本当に改めて認識しなきゃなっていうふうに思います。正直認識していないと思うのですよね、やっぱり。先生方が大変なのだっていうことは報道では知っていた。自分の先生に関しては、なんかちょっとそういうイメージが湧いてこない、そこのどうしても、別って思ってしまいがちだし、先生方いつも保護者会行くときとても熱心な姿を見せてくださいますし、だから元気そうに見えてしまう。でも本当は疲れているはずなのですね、色々なところで。今度保護者会が体育館で最初やる、2学年一緒にやるって何だろう、もしかしたらそういう全体に向けての色々な説明があるのかもしれないのですが、要はクラス、個人個人の先生が、一人ずつこういうことを話すのではなくて、ある程度大きな団体で、管理職がきちんとした形で説明する場をとるっていうのをある意味推奨するといいいのかなと、その区取組についても、どうしても紙でいただいても、パッと見て頭に入ったような、入らないようになっていってしまうので、保護者会が少し15分20分長くなったとしても、そういう全体で集まって、管理職が話してくれてっていうのはとても大切で、上手く関係を親と地域と学校がやっていくためにはとても重要なのかなっていうふうに思います。

**教育人事企画課長** ありがとうございます。そのように進めたいと思います。

**教育長** 今度テレビドラマで「わたし、定時で帰ります。」というのが始まるのだけど、裏話をやっているのを観ました。定時に帰るってことがどれほど大変かということが多分ドラマで表現されるのだろうと思うのだけれども、この働き方改革プランをみていくと、ほぼここに書いていることは、もうやってきたことばかりですね。この4月に他地区から異動してき

た管理職から、自分のところではこんなこと全然やってなかったけれど、今考えてみたら本当にすごいことなんですねっていう感想を聞いたのだけれども、もうこれ以上学校を支える人員体制を増員することは難しいと思います。

やることは全部手を打った。ほかの自治体に比べてもはるかに手厚く、例えば、区費教員を活用して30人程度学級をこの間ずっと実施してきているし、それから学校司書であるとか理科支援員、補助教員、ALT、それから、副校長校務支援員も配置しています。今東京都教育委員会がやろうとしていることは杉並がやっていることを追認しているだけの話で、そうすると我々はこれ以上学校を支える人員体制を増員することによって、教員の勤務時間の長さを少なくしていくことはもう限界だろうと、私は思うのですよ。

ただ運用の仕方は工夫していかなきゃいけないので、せっかくなつくった制度がきちっと機能していないということであれば、そこは点検をしながら適切に、より有効に機能していくようにこれから改善をしていく必要があるけれども、額面上のことだけからみたら、学校を支える人員体制の確保については、新たに試みる都教委の仕組みであるスクール・サポート・スタッフをどう配置していくかっていうことぐらいです。あとは全部もう杉並ではやっていることです。

それから、教員業務の見直しと業務改善の推進についても、かなりできることはやってきていて、学校の先生は給食費を集めて、5円玉が転がっていったとか、1円足りるとか足りないとか、こんなことで1時間かかるとか、給食費の未払いの家庭を回って、給食費を徴収するというようなことはない。本当にこんなことを先生がやらなきゃなんないのかっていう苦労話を新聞やテレビで見聞きするにつけても、杉並は教員が未納の給食費を徴収に行くことはまずないし、学校が徴収する教材費等についても小学校は公費負担ですから、教員が集金袋でお金を入れて、ノート代とか、鉛筆代とか絵具代を集めている場面っていうのはもうない。そうするとかなり学校の教員の働き方について無用な負担を掛けていたものについては、少なくなったと、私は言えると思うのです。今後やっていくことはさらにそれを進めていくためにはどうしたらいいかというところです。

そうすると1つの視点は、さきほどから各委員が指摘されている、本当にこれは先生じゃなきゃできないのか、当たり前の話だけれども、先生で

なくてもできることは先生じゃなくてもいいようにしていくっていう社会的な合意をきちっと形成していくことですよね。先生がやってくれば安心だというけれども、それは先生がやらなくてもいいものもあります。一番わかりやすいのは、文科省も指摘していますが、校門の警備とか、校門での児童の送り迎えは先生がやらなくてもいいようにしますって、今頃言っているけど、そのような場合には教員がやる必要がないですよ。

先生が迎えてくれなくても、校門警備をしている人が迎えてくれれば、そこで安心安全は確保できる。教育報の表紙に、杉並第一小学校のスクール・サポートをしている方が、旗を持って子どもの安全確保をしている写真を使ったのですけれども、先生でなくても信頼関係とか安心感とか、保護者やまた児童生徒本人も感じる事ができれば、先生が出迎えてくれなくても、先生が送り迎えしなくてもいいっていう、そういう合意ができあがっていくわけです。あの写真を見て、素敵だなんて思わない人はいないはず。子ども達一人ひとりがこういうふうに見守られていて、その時に何もかも先生がするのではなくて、それぞれ役割を持った人が責任を果たすことによって安全を確保し、信頼が形成されていく。その全体を地域や保護者と共有していく。そして問題点を整理しながら新しい課題に対応していくことができるような、余力と余裕を生み出していく。それが今後一番大事な、やらなければならないことだというふうに思います。

教育委員会としてはこの間、努力してきました。不要不急の調査であるとか、あるいは全員集めて悉皆で集合研修をするとか、そういったものはできるだけしないようにして、時間的な余裕を先生方に持ってもらったりしてきているわけです。

そういうふうに考えていくと、先ほどの社会との合意をどう形成していくかです。セブン・イレブンが24時間営業見直して、夜は休みにするっていうことを打ち出した。他のコンビニエンス・ストアもそれに追随するような動きが出てきている。そういう時に24時間やってくれるといいのだけどもねって意見と、確かに言われてみれば24時間開いていなくてもいいのではないのって意見もあって、見直す時期に来ていると思うのです。働き方とか、社会に対する期待であるとか、あるいは公的な機関であるとか、お店や様々な企業体に対するそれぞれの思いとか期待とか、そういったものを見直す時期が来ているので、学校が今までやってきたことの中で、何もかも先生じゃなきゃだめっていうのがあるとしたら、そこ

は洗い出して、これはやらなくてもいいねとか、こういう形に変えていきましようっていう合意を形成していく努力をしたいと私は思います。

4人の委員が色々な言い方でお話をされていましたが、教員の仕事の持っている専門性と裁量性の高さというのは、他の職業にはなかなかない特徴なのです。これは絶対に確保していかなきゃいけないことなのです。教職に求められる専門性とか、それから教員が自ら判断して仕事をしていくことができる裁量性の高さっていうのは、これはそこを5時より先に仕事やっちゃいけないとか制限するのではなくて、その専門性や裁量性の高さを維持していくためには、教員自身も努力する必要があるし、我々も4%の調整額がついているから、それでいいだろうという形でそれを切り捨てるのではなく、そういったものを今後とも維持していくことができ、なおかつ過度の負担を強いていくことのないように、そういう取組を是非進めていきたいなと思います。国もその4%の調整額については見直さないという方向性を出していますけれども、だとしたらそれに代わる教職の専門性や、裁量性を担保していくために必要な施策は、やっていかなきゃならない。そういったことについてはここにたくさんの方が書かれています。これを決定して確実に成果が上がっていくような運用をしていくっていうのが我々の義務かなというふうに改めて思いました。

**庶務課長** ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。それでは、続きまして報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

**学校支援課長** 私からは杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員の任命につきましてご報告いたします。任命日につきましては、平成31年5月1日となっております。任期は2年間で、平成33年4月30日までとなっております。委員は記載の小中学校6校で、7名の方となっております。

杉並第九小学校のお一方は、学識経験者枠で、他の6名の方は、校長推薦となっております。なお、今回の方は皆さま新規の任命となっております。

また2枚目には、各6校の現在の委員の人数等の内訳が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

私からは以上です。



**庶務課長** それではただいまの説明につきましてご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。

**教育長** 杉並第九小学校の上野康雄さん、どういう方かわかりますか。

**学校支援課長** 元小学校の栄養士の先生と聞いております。

**教育長** そうですね。杉並第九小学校の学校給食が大変好評で、子どもたちが楽しみにして保護者からも高く評価されていたことの一つに、おにぎり隊があります。米飯給食の時に、希望する子どもたちにおにぎりにしてあげるのです。もともとは器に盛って食べていたのですけれども、おにぎりにしてもらいたいばかりに、そこに行っておにぎりにしてもらう。最初はそういうことから始まったようではありますけれども、もちろん栄養士さんや調理師さん達は、本来の仕事があるから、そう簡単にできる訳じゃないけれども、色々時間をやりくりしたりして、学校給食全体の食事の向上を図るということから、子どもたちがおにぎりにして食べたいと来たら、ふりかけとか、塩むすびにして提供してあげて、それをおにぎり隊という名前をつけて、私も何回も杉並第九小学校に行って、この上野さんにおにぎりにしてもらったことがあります。

何が言いたいかというとな、そういう方が退職を機に、校長が学校運営協議会の委員になっていただくように推薦したってことは、これは大変良いことだと思うのです。非常にそのエスプリが効いているというかね、そういう意味では、私いつも言うように若い人とか、女性とか、もっと多様な人を推薦してほしいとお願いしているのですけれども、こういう形で子どもたちの給食を支えてきてくれた方に今度は学校全体の教育のことに提案やサジェスチョンをしていただけるようになることは、とっても素晴らしいなというふうに思います。

校長はいい人に目を付けたなって改めて思いました。それで伺ったのです。

**学校支援課長** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項3番「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書の一部変更について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書の一部変更についてご報告をいたします。

杉並区はいわゆる区内6大学連携の包括協定書を締結しております。資料の2枚目ですけれども、別紙1のとおり立教女学院短期大学から協定解消の申出がございまして、立教女学院短期大学との協定を解消いたしましたのでご報告をいたします。

協定の解消日は平成31年3月31日となっております。

解消の理由でございしますが、立教女学院短期大学は平成30年度から、学生募集を停止しておりまして、平成31年度には大学を閉鎖する予定でございします。

今年度は在学生の全員卒業と閉鎖に向けた準備ということを行う予定で、協定目的を遂行することが困難になった、ということが解消の理由でございします。

協定書につきましては、別紙2に付けております。現協定書で、規定されている6大学が、立教女学院短期大学を除いた協定書を作成して、それぞれ押印して、区及び各校で保有するということになっています。

この件につきましては、昨年度末に行われております、区内6大学の連携協働推進協議会でご報告をいたしまして、各大学から特段の意見はなく、了承されております。

なお、別紙3に立教女学院短期大学を除いた連携協働推進協議会の会則を添付してございます。

私からは以上です。

**庶務課長** それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、報告事項4番「区立学校で使用する教科用図書の採択事務について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

**済美教育センター所長** 私から、「区立学校で使用する教科用図書の採択事務」についてご報告いたします。

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行わなければならないと

されています。

まず小学校教科用図書の採択事務についてご報告いたします。資料 2、小学校教科用図書の採択事務をご覧ください。今年度採択を行う教科用図書は平成 32 年度から完全実施となる学習指導要領に基づき編集された教科用図書で、平成 32 年度から 35 年度の 4 年間使用するものとなります。

次に調査研究の手順についてご説明いたします。まず 4 月下旬を目途に規則、要綱に則り、教育委員会が任命する校長、副校長、教員からなる教科書調査委員会を設置いたします。教科書調査委員会は、5 月中旬に各種目を専門とする校長、副校長、教員からなる種目別調査部会を設置いたします。種目別調査部会は種目ごと、すべての教科用図書について、専門的観点から調査研究を行い、6 月下旬に教科書調査委員会に報告することとなっております。また教科書調査委員会は 5 月中旬に各小学校に対して、採択の対象となる教科用図書について学校ごとに巡回される見本本に基づき、調査研究を行うよう依頼します。

教育委員会事務局では、6 月初旬から下旬にかけて、済美教育センターほか、区立図書館 4 カ所、計 5 カ所において教科用図書の展示会を開催し、広く区民からご意見をいただくこととなっております。

教科書調査委員会は、6 月下旬を目途に提出される各種目別調査部会や、各小学校からの報告書及びアンケートによる区民からの意見を参考にしながら、全ての教科用図書について調査研究を行い、その結果について 8 月上旬を目途に教育委員会に報告いたします。

教育委員会では、教科書調査委員会の報告を十分に参考にしたうえで、関係法令によって 8 月 31 日までに採択し、東京都教育委員会に報告することとなっております。

次に中学校教科用図書の採択事務についてご報告します。資料 3、中学校教科用図書の採択事務をご覧ください。今年度採択を行う教科書は、特別な教科道徳を除く、各教科の教科用図書を採択します。教科用図書につきましては、通常概ね 4 年ごとの周期で行われる検定に合格した図書の中から、採択が行われますが、検定が予定されていた昨年度は新たに検定を合格した図書がなかったことから、平成 26 年度検定合格図書の中から改めて採択することとなります。なお、今年度、平成 33 年度から実施される新学習指導要領に基づき編集される図書の検定が予定されているため、今回採択した教科用図書は、平成 32 年度、1 年間の使用となります。

次に調査研究の手順についてご説明いたします。まず4月下旬を目途に規則、要綱に則り、教育委員会が任命する校長からなる教科書調査委員会を設置するとともに、各種目を専門とする校長、副校長、教員からなる種目別調査部会を設置いたします。教科書調査委員につきましては、各種目別議会の部会長を兼務し、種目別調査部会は、種目ごとの教科用図書について、調査研究を行い、教科書調査委員会に報告することとなっております。

対象の教科用図書の調査にあたっては、文部科学省の通知に基づき、平成27年度の調査結果を活用し、現在使用している教科書の使用実績を踏まえ一般社団法人教科書協会から示される教科書の変更箇所一覧と照らし合わせながら調査研究を行います。また教科書調査委員会は、5月中旬に各中学校に対して、採択の対象となる教科用図書について、平成27年度の調査結果を活用して、調査研究を行うよう依頼します。教科書調査委員会は、6月下旬を目途に提出される種目別調査部会や各中学校からの報告書及び区民からのアンケートを参考にしながら対象となる全ての教科用図書について、調査研究を行い、その結果について、8月上旬を目途に教育委員会に報告いたします。

教育委員会では、教科書調査委員会の報告を十分に参考にした上で、関係法令によって8月31までに採択し、東京都教育委員会に報告することとなっております。

最後になりますが特別支援教育教科用図書を採択事務の流れについてご報告いたします。資料4、特別支援教育教科用図書の採択事務をご覧ください。特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法などの関係法令によって毎年採択が行われることとなっております。

小学校及び中学校の教科用図書の調査研究と同様、規則要綱に基づき、特別支援教育教科書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支援学級からの報告を参考に調査研究を行い、8月上旬を目途に、調査委員会から教育委員会に報告を行うこととなっております。

以上報告とさせていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** 教科書の見本の展示会が、済美教育センターと、図書館の方に

ありますけれど、位置関係を見ると、区内のアクセスがそれぞれ偏っている形ではなくて、バランスよく配分されているのかなと思います。期間のこととか、それから時間というか、どこの図書館に置くかはなかなか増やしたり変えたりすることは難しいと思いますが、教科書を見せていただいた時に、保護者の方がたくさんご意見を下さったり、見て下さっていて、しかもそれはとても参考になる場合もありますし、それから低学年のお子さんが親子でいらして、それで高学年になったらこんな教科書を使うのだねって楽しみに見させていただきましたっていうような、とても微笑ましいお話、記述もあつたりしたので、図書館の中で今ありますよっていうようなお知らせは、より分かりやすく、保護者の方々に目につくというかお知らせできるといいなと思いますので、ちょっとその点をご確認いただけたらありがたいです。

**済美教育センター所長** まずは、見本本展示会につきましては、ホームページですとか各学校の方にも、こういった所で展示していますよ、っていうようなことを例えば掲示していただいたりということも多くの方にご意見をいただけるようにしてまいりたいと考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。それではほかにご意見なければ、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

**教育長** それでは、続きまして、教育委員会事務局の主要課題について事務局から説明をお願いいたします。

**事務局次長** 私から、平成31年度における教育委員会事務局の主要課題につきまして、まず全体的な課題について説明をさせていただきます。その後、引き続き、各課から説明させていただきたいと思います。

資料の冒頭1ページ目をご覧くださいと思います。今年度の事務局の主要課題でございますけれども、今年度教育委員会事務局としては、こちらに記載してありますけれども、主に3つの視点から選択をした次第でございます。

1つ目といたしまして、昨年度起きた色々な問題、あるいは昨今の状況等から喫緊の課題として、このような取り組みを強化するもの、これが1つ目でございます。

それから2つ目、これは次年度32年度からの取組を見据えて、検討をしっかりとするというもの。

3つ目、中長期的に将来を見据えて検討に着手していく、といった3つ

の視点から、主に主要課題を設定いたしました。

1 番の全体的な課題でございますけれども、まず本年度は、教育ビジョンの総仕上げの3か年になります。平成31、32、33年度と、最後の3か年にいよいよ突入します。その初年度にあたる年でございますので、現教育ビジョンの基本目標の実現に向けた取組を確固たるものにするために、事務局一体となって取り組む。これがまず一番大事なことだと思っております。

また、教育ビジョンの推進計画、これをはじめに、特別支援教育の推進計画、それから小中一貫教育基本方針、それから区立小中学校の老朽改築計画、長寿命化計画など、各種計画の策定や改定に向けた取組を行う年でもございます。

さらにこうした機々をとらえて、次期の教育ビジョンを見据えるとともに、教育委員会全体をふかんして構造化していく姿勢でお互いに取り組んでいく必要があると思っております。

加えまして、下に書いてございますが、先ほども色々ご質問ありましたが、学校を取り巻く環境が非常に複雑化・多様化しておりますので、昨年度策定いたしまして、先ほどご報告しました、働き方改革の推進プランを実効性のあるものとなるように保護者・地域社会の理解と強化を進めながら進めていく、といったような全体的な形にまとめてございます。

以下、個別的な課題については、各課からご説明させていただきます。

**庶務課長** それではまず庶務課の主要課題についてご説明をさせていただきます。

1 つ目は教育ビジョン推進計画から教育ビジョン2012に推進計画の改定と、点検評価の実施でございます。推進計画ですが、現在4月1日から今月末までパブリックコメントを行っております。今年度は推進計画の改定を行い、教育ビジョンの目標に向けた最終段階における取組を、着実に推進をしてまいります。

また、点検評価については、昨年度取り組んだ主題を決め対象事業を絞り込んだ上で、「学び」「人材と組織」「施設・設備」「行財政」の4領域において分析をする手法を継続し、次期ビジョンにつながる取組を行います。

2 点目、学校 ICT 環境の整備でございます。1 つは新校務システムの導入を円滑に進めてまいります。昨年度は新システムの基幹アプリケーションになるソフトウェアの導入のプロポーザルの実施をいたしまして、4月

現在 23 区のうち 13 区が導入をしている、C4th（シーフォース）というアプリケーションを選定し、システム設計が完了したところでございます。今年度はデータ移行、操作研修など 32 年 4 月の本格稼働に向けた準備を怠りなく実施していくこと、というふうに考えております。

また、児童・生徒に向けては、平成 26 年に全普通教室に配備した電子黒板機能付きプロジェクターについて全校更新してまいります。加えて、（仮称）高円寺学園にはこの夏休みに、タブレット端末を配備し、中学生においては 9 月から活用できるように、準備を着実に進めてまいります。

3 点目、学校における服務事故の再発防止等についてでございます。昨年この項目では、学校服務監察の実施という表現で、主要課題に挙げていました。しかしながら、昨年度発生した、都費事務職員による服務事故に対して、相当以上の危機感を持って対処しなければならないというふうに考えております。そういった意味からも標題を服務事故の再発防止といたしました。管理職の意識改革、校内処理体制の徹底を両輪として、2 度と繰り返さないよう取り組んでまいります。

最後に、いじめ問題対策委員会の活用でございます。平成 29 年度 8 月に発足しました委員会の当初は、杉並区におけるいじめ防止の取組、また状況、そういったところに委員のみなさんのご理解をいただきました。

そして昨年は杉並第六小学校において委員会を開催し、実際の学校現場でどのような取組がなされているのか。そんなところを委員の皆様にご理解いただきながら、それぞれの専門的な知見に基づく助言をいただくという会議の進め方をしたところでございます。

そういった経過を踏まえまして今年度は、年 2 回の会議のほか、個別事案の課題によっては、必要に応じ委員の皆様の専門性に頼って、個別にご相談をさせていただきご理解を得たことから、長期化・複雑化を未然に防止するとともに、学校の対応力の強化を図るため、いじめ問題対策委員会を積極的に活用してまいります。

庶務課は以上でございます。

**教育人事企画課長** 私からは、教育人事企画課の主要課題についてご説明いたします。今年度の主な課題は、資料のとおり 4 点でございます。

まず働き方改革の推進につきましては、先ほどご報告させていただいたとおりでございます。

次に区費教員の有効活用につきましては、区費教員の持つ多様な能力を

一層開発し、より柔軟かつ的確な配置活用を推進してまいります。そして、学校教育活動を人事面で支援してまいります。また区費教員の管理職としての登用も考えた計画的な人事管理を行ってまいりたいと考えています。

次に服務事故の防止の徹底につきましては、昨年度重大な服務事故が発生したことを受け、管理職の意識をさらに高め、事故防止に努めまいります。

そして管理職候補者の発掘と育成強化につきましては、スクールマネジメントセミナーを通して今後管理職を目指す人材を発掘するとともに、管理職に求められる資質能力を育成し、次代の杉並の教育を支える人材を計画的に育成してまいります。

私からは以上です。

**学務課長** 私からは、学務課の主要課題についてご説明させていただきます。

まず1点目が、区立小中学校等における移動教室等の見直しでございます。現在移動教室としましては、小学校5・6年生、富士学園、弓ヶ浜クラブ、中学校1年生が、交流自治体であります東吾妻町、北塩原村、小千谷市でのフレンドシップスクール。2年生で菅平高原スキー教室、3年生で修学旅行として実施している宿泊行事でございますが、教育効果の向上を図る観点から全体的な見直しに向けて検討してまいります。

その一つとしまして、弓ヶ浜移動教室につきましては、交流自治体である南伊豆町との積極的な交流を推進するため、民間宿泊施設への分宿や、南伊豆町内でのプログラムの実施など、試行に向けた検討をしてまいります。

2点目が、より適切な中学校事務の執行と、新たな通学区域の指定でございます。平成27年4月に開校しました杉並和泉学園の通学区域について、現在の指定通学区域と、特例措置の対象地域の通学実態等を検証しまして学校関係者、保護者や地域の理解を得ながら平成33年4月の新たな通学区域の指定に向けて取り組んでまいります。

また指定校変更につきましては、新しい認定事由として小中連携事由の追加と、従来の7号事由の認定や、審査基準の見直しも含め、検討を進めてまいります。

さらに、入管法の改正等により、区内において近年増加傾向にある外国人の子どもについて就学の促進を図るとともに、就学状況の把握に努めてまいります。



3番目ですが、児童生徒の安全確保の更なる推進でございます。昨年度、警察官やPTAとともに、小学校全校の通学路の緊急合同点検を行ったところでございます。通学路安全点検について、現在実施している学校安全マップの作成や、子ども安全ボランティア活動との連携を図り、通学路沿道の危険なブロック塀の把握等を含め、児童生徒の登下校の安全確保をさらに推進してまいります。

4点目、最後になりますが、口腔保健指導の方針の改定でございます。平成27年度から、4年間にわたり実施しました歯と口の健康づくり事業等の効果・検証等を踏まえ、口腔保健指導の方針改定し、歯と口の健康づくりを推進してまいります。

私からは以上でございます。

**特別支援教育課長** 私からは、特別支援教育課の主要課題について4点説明させていただきます。

第一に、特別支援教育推進計画の改定と着実な取組でございます。総合計画・実行計画、教育ビジョン推進計画等との整合を図りつつ、PTAや障害者団体等の意見を踏まえ、特別支援教育推進計画を5月に改定いたします。計画の内容につきましては、ホームページやリーフレットを通じて、各校及び区民等へ周知し、理解を求めながらインクルーシブ社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

2点目に（仮称）高円寺学園の特別支援学級の開級準備になります。平成32年度に開校予定の高円寺学園への知的障害の特別支援学級ですが、この開級に向け、教育課程の編成や指導体制の整備を学校、済美教育センターと連携して進めてまいります。

また、9月に完成する新校舎を使用して、体験学習等を計画化してまいりたいと考えております。

第3に、特別支援教室の設置・充実です。小学校では、新たに桃井第二小学校と永福小学校を拠点校として、10エリアの体制で運営いたします。エリア内巡回校数の均等化を図り、指導環境の充実を図ってまいります。また、全校一斉設置した中学校では、円滑な運営ができるよう校長会とも連携しながら取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

さらに、今年度は小中合同の巡回指導教員主任連絡会を開催して指導方法等を共有し、教員の指導力を向上させるとともに、小学校から中学校への継続的な支援の実施など、対象児童・生徒への更なる支援の充実に努め

てまいりたいと考えております。

最後に、就学支援相談の充実です。就学前教育施設において、発達相談や療育支援を受けてきた幼児が増加してきている実情を踏まえ、適切かつ円滑な就学に向け、こども発達支援センター等、関係機関と連携を図りながら相談を実施いたします。

また、今後開設される就学前教育支援センターを核として、情報共有を図り、区内就学前教育施設等との連携を強化してまいりたいと考えております。

特別支援教育課からは以上です。

**学校支援課長** 私からは学校支援課及び子どもの居場所づくり担当の主要課題についてご説明させていただきます。

1点目は小中一貫教育基本方針の改定に向けた取組です。杉並泉学園の検証は、運営状況について開校から平成29年度までの3か年にわたり行い、昨年11月の教育委員会のご説明、了承をいただいたところでございます。今後は、本検証を踏まえ、小中一貫教育の取組状況の研究をさらに進め、済美教育センターとともに小中一貫教育基本方針の改定に向けた検討を行ってまいります。

2点目は、地域と連携・協働する学校づくりの推進です。昨年度末53校に設置しております地域運営学校について、平成33年度の小中学校全校への拡大を目指し、今年度中に3校を目途に新規設置に取り組んでまいります。

3点目は、部活動の更なる充実です。先月策定し、教育委員会でご了承いただきました運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）について、各学校及び保護者等にご説明し、部活ごとに活動計画等を作成いただき、実効性を担保してまいりたいと考えています。また引き続き部活動の在り方について、部活動指導員の配置や部活動の活性化の方策、文化部を含めた部活動の在り方等について幅広く検討してまいります。

4点目は、地域教育推進協議会の新たな設置に向けた検討です。これまで3地区に設置した協議会について運営支援を行うとともに、平成33年度の新たな1地区の設置に向け、地域や各団体、関係者の話を聞きながら地区の選定などを検討してまいります。

最後に、放課後等居場所事業の実施に向けた適切な支援です。こちらは子どもの居場所づくり担当の分掌になりますけれども、区長部局による当

事業について本年4月より実施する2校に続き、来年4月実施予定の記載の5校につきまして、円滑に実施できるよう学校関係者との連携調整等の支援を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

**学校整備課長** 私からは5点、学校整備課の主要課題についてご説明申し上げます。

1番目が区立学校老朽改築計画、長寿命化計画の改定・策定に向けた取組でございます。今後、更新時期を迎えますが、この老朽改築にあたりましては、計画的に改築や、長寿命化に取り組むために、現行の小中学校老朽改築計画を改定いたします。改定にあたりましては、建物の老朽度合いなどの調査をいたしまして、その調査に基づき、平成30年1月に作成した施設白書で示した施設の長寿命化の考えを踏まえまして、国が平成32年度までに策定を求めているインフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画を兼ね備えた計画とするつもりでございます。

2点目、特別教室・体育館への空調設備の設置、教育環境の改善等を図るために、未整備である中学校の美術室などの特別教室に空調の設置を行います。更に震災救援所でもある小・中学校全体の体育館への空調整備、これを今後3年間で進めていくというものでございます。

3点目、高円寺地域における小中一貫教育の整備、(仮称)高円寺学園の整備につきましては、平成32年4月に開校を予定していますが、建物自体は7月に竣工いたします。高円寺中学校が先行して移転、引っ越した後に、既存の体育館の解体工事、更には校庭の環境整備に着手をいたします。また引き続き高円寺地域における新しい学校づくり懇談会について来年度の全面開校に向けた準備を進めてまいります。

4点目、富士見丘小・中学校の改築でございます。平成30年度に策定をいたしました改築基本計画を踏まえまして今年度、基本設計に取り組んでまいります。あわせて、都立高井戸公園、隣接しておりますが、その多目的広場の設置について、さらには利用について東京都との調整を進めてまいります。

5点目、最後、杉並第二小学校の改築ということで、老朽改築にあたりまして、この4月から改築検討懇談会、学校関係者や地域関係者等で構成するもので、設置をいたしまして、改築の基本的な考え方、校舎配置等について広く意見を聴いて基本設計に取り組むものでございます。

私からは以上です。

**生涯学習推進課長** 私からは生涯学習推進課の主要課題についてご説明をいたします。

1点目でございますが、郷土博物館開館30周年特別研究の実施でございます。平成元年5月に開館しました郷土博物館は今年で30周年を迎えます。郷土の陽明文庫所蔵の近衛家に伝世する名品を11月に展示をいたしまして、荻外荘公園整備に向けた機運醸成を図ります。

また、(仮称)荻外荘公園の整備の中で復原を計画している荻外荘関係資料の収集・整理のため、毎年5回ほど陽明文庫の方に行っておりますけれども、今年度も引き続き調査を進めます。

2点目でございますが、次世代型科学教育の新たな拠点の整備に向けた取組でございます。(仮称)高円寺学園開校後の杉並第四小跡地に、次世代型科学教育の新たな拠点を整備するため、施設再編整備計画第二次実施プランに基づきまして、社会教育委員の会議などの意見を踏まえながら、民間活力の導入を視野に具体化を進めてまいります。

3点目が、セッション杉並の大規模改修に向けた設計でございます。平成33年度から行いますセッション杉並の大規模改修に向けて、利用団体との意見交換、あと改修中の団体活動に支障が生じないように調整を図りまして、改修後の施設が利用団体に有効に活用され、社会教育行政が効果的に推進できるように設計を進めてまいります。

私からは以上です。

**済美教育センター所長** 私からは済美教育センターの主要課題についてご報告します。

1点目の教科書採択の適正・公正な実施につきましては、先ほどもご報告させていただきましたが、新学習指導要領に基づく小学校の教科書、現行の学習指導要領に基づく中学校の教科書、特別支援教育の教科用図書について、規則・要綱・手引きに基づき採択に関わる調査研究事務を適正公正に行ってまいります。

2点目の新学習指導要領の全面実施等を踏まえた取り組みの推進につきましては、平成32年度から実施となる小学校5・6年生の英語科の指導や評価、プログラミング学習、その他の教科の指導が円滑に実施できるよう参考資料の提供や、研修を実施し、区立小学校の取組を支援してまいります。またオリンピック・パラリンピック連携推進担当課が主催する(仮

称) 杉並小学生プレオリンピックの実施に向け、実行委員会を中心に校長会と連携・協力し準備を進めてまいります。

3点目のいじめ・児童虐待等の初期対応の充実につきましては、いじめ等の諸課題への対応は初期対応を迅速かつ適切に行うことが長期化・複雑化を防ぐために重要であることから、各種研修において初期対応の在り方について、理解を深める事例研修を取り入れたり、いじめ問題対策委員会の専門的知見を伺ったりすること、教育相談担当課とともに、連携して学校の対応力を高めてまいります。また、児童虐待への対応につきましては学校、済美教育センター、区長部局や関係機関等との連携を強化し、当該児童生徒の支援体制の徹底を図るとともに、児童虐待への初期対応の在り方についての研修を実施し、学校の対応を支援してまいります。

4点目のICTの効果的活用の推進と学びの構造転換につきましては、庶務課ICT担当と連携し、各学校でのICT機器の活用状況の把握、授業における効果的な活用についての指導助言、校内研修への個別の支援等を行い、ICTの効果的活用を推進してまいります。また、教育課題研究指定校として教科等における学びの構造転換、ICTを活用した学びの構造転換を新たに指定し、これまでの一斉型から個別・探求・協働型への学びの転換を図り、これからの時代を見据えた学びの在り方について研究を進めてまいります。

5点目の教員研修の新たな形態への転換につきましては、個別型・訪問型の研修や、校内OJTを推進する支援体制を充実させ、教員による自主的主体的な研修を推進し、また済美教育センターに配備したタブレットPCを有効に活用したe-Learning等の研修、庶務課ICT担当と連携した研修を導入し、新たな形態での教員研修を推進してまいります。

以上でございます。

**教育相談担当課長** 私からは教育相談担当課の主要課題について3点ご説明いたします。

第1点目は、再構築した教育相談体制による支援の実施です。教育SATと教育相談業務を一体的に展開する円滑な事業運営を行います。また、再構築した支援体制を校長会等で周知を図るとともに、リーフレット等の配布を通して、区民へも周知してまいります。

第2点目は、不登校対策の推進です。平成30年度から実施しているフリースクール等との情報交換を更に充実させ、不登校児童生徒にとっての

多様な学びの機会について考え、必要な支援を行ってまいります。さざんかステップアップ教室における ICT 機器を活用した e-Learning を研究し、個々の状況に応じた学びの機会の確保、学びの質の向上を図るようにしてまいります。また、長期欠席の兆候が見られる児童生徒が不登校にならないよう、学校における初期対応を明確にするとともに、スクールソーシャルワーカーを要として教育委員会と学校が密に連携して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うための体制を構築してまいります。

最後に 3 点目として、いじめにかかわる相談体制の充実です。教育相談担当課における相談事業と、指導主事等による学校のいじめ対応支援事業における情報共有を円滑に行うために、済美教育センターで月 1 回の定期的な教育支援会議を実施し、対応策の検討をしてまいります。いじめ等への対応は初期における対応を迅速かつ適切に行うことが、長期化・複雑化を避ける重要な取り組みとなることを踏まえ、担当指導主事と情報共有をこまめに行い、関係機関と連携して当該児童、生徒へのきめ細やかな相談支援を行ってまいります。

説明は以上とさせていただきます。

**(仮称) 就学前教育支援センター開設準備担当課長** 私からは、新センターの開設準備につきまして主要課題を 3 点報告させていただきます。

第 1 に (仮称) 就学前教育支援センターの開設準備になります。センターの設備や愛称など円滑な運営を行うための詳細な検討を行ってまいります。センターの主要事業となる保育者研修の充実、発達障害児等への教育的支援、幼児教育に関する調査研究等についても先ほどの設備等の検討に合わせ、7 月までに検討を終了したいと考えております。また、成田西子供園との地下共有施設の運用及びその実施体制を整備してまいります。

これらのことにつきましては、今月ホームページ等を作成し、事業内容を区民等に積極的に周知してまいりたいと考えております。

2 点目に、(仮称) 就学前教育支援センターの円滑な運営です。これまで実施してきた区立私立保育共同研修などの研修を更に充実させていくとともに、特別支援教育課と連携した幼児期の発達障害に係る研修を新たに設定し、一人ひとりの子どものニーズに応じた支援・指導ができる教員・保育者を育成してまいります。また、子供園における幼稚園と保育園のそれぞれの持つ教育・保育の特性を生かし、一人ひとりの児童を育成する指針として作成しました「区立子供園育成プログラム」を研修会において積

極的に活用してまいります。さらに、堀ノ内子供園において「幼児期における論理的な思考の過程を大切に」に関する2年間の研究を実施してまいります。併せて成田西子供園との共同研究の在り方について協議し、併設子供園の利点を生かした、実証的な研究活動を推進してまいります。

これらにつきましてもホームページ等を通して、広く区民等に周知していきたいと考えております。

3点目に幼保小連携推進校の拡大等になります。幼保小連携推進校を小学校全校に拡大し、全ての小学校において、就学前の学びが小学校への学びに円滑に接続できるよう、「幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」概要版を作成いたしましたので、これに基づく交流・連携活動等の一層の充実を図ってまいります。また幼保小の相互理解を深める機会として小学校教員対象の「幼児教育公開」につきましては、区立子供園のほか、今年度から私立幼稚園2園、区立保育園2園による公開を実施し、小学校教員や保育者の積極的な参加を呼び掛けてまいりたいと考えます。

以上となります。

**中央図書館次長** 私からは、中央図書館の主要課題について3点ほど説明させていただきます。

まず1点目が中央図書館の大規模改修工事です。まず、仮設事務所への移転と、蔵書類の移送・倉庫保管を行った後に、大規模改修工事に着手いたしまして、平成32年の6月完工を目途に工事を進めてまいります。また、荻窪臨時図書窓口を開設しまして、業務委託により運営を行ってまいります。また一般開架図書と参考資料を高井戸図書館に移送し、貸出や閲覧に引き続き供してまいります。さらに、ICTを活用した効率的な蔵書管理に向けた検討もあわせて行ってまいります。

2点目ですが、図書館サービス業務委託等の見直しです。業務委託の地域図書館3館の指定管理者制度への移行に向けまして、課題整理を行った後に、事業者選定のプロポーザルを実施してまいります。また、中央図書館のリニューアル後の利便性の向上と一層の業務効率化を図る観点に立ちまして、業務委託内容の見直しを行いまして、サービス受託事業者のこのカフェ運営等も含んだ事業者の選定のプロポーザルを実施してまいります。

また、(仮称)杉並区立永福三丁目複合施設の複合施設としての管理運営方法について、関係部課と平成32年度の事業者選定のプロポーザル実

施に向けた諸課題の整理・検討を行ってまいります。

最後になりますが、地域図書館の改築・再編です。(仮称)永福三丁目複合施設の建築工事に着手しまして、平成32年の12月完工を目途に工事を進めてまいります。また杉並第八小学校跡地への高円寺図書館の移転・改築と、複合化等の跡地活用方針について関係所管と引き続き検討し、基本構想や計画を策定するとともに、高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討を継続してまいります。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それではただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いをいたします。

**久保田委員** 教育ビジョン2012の総仕上げの3年間ということと、そのことが次期教育ビジョンへつながっていくということとても大事なところに入っているなということを改めて感じました。

あわせて、新学習指導要領も小学校では来年度から全面実施、そしてその次の年は中学校も全面実施という流れがありますので、まさに新学習指導要領の全面実施に向けて新しい教科書も含めて、それらを活用しながらどのような教育を作り上げていくかが、本当に問われる大事なところに入ってきたなというふうに思っております。

その中でいろいろ課題は山積しているとは思いますが、この済美教育センターのところに書かれていたことによりますと、4番の項目のところで、ICTを活用した授業を推進することで、一斉型から個別・探求・協働型の学びへ構造転換を、というところで、大事なポイントが出てきているなと私は思いました。

やっぱりこれからまさにAIの時代という中で、AIと共存しながらいろいろなことを進めていくなかで、やはり学校においても実際にICT環境を充実し、そしてまた活用していく中で、様々な学びが展開されていく。個別とか探求ってある程度いける気がしやすいと思うのですね、ところが難しいのがその先というか、協働型の学びかなというふうに私は考えています。

個別・探求でいくと、あるレベルまでは間違いなくいける、でもそれはそのレベルの限界があって、それを越えたレベルに行くために大事なのがやはり協働型の学びで上のレベルに達することができるというふうに考えています。



そういった点で、やはりこれからの学びの転換ということであれば、協働型の学びを、ICT を活用しながらまた各教科の授業の在り方も含めて、その辺を大きく変えていくというか高めていく必要があるなというふうに思っています。

是非済美教育センターを中心にして各学校と連携をしながら進めていただければなど、そんなふうに思っています。

よろしく申し上げます。

**済美教育センター所長** ありがとうございます。

まさに ICT につきましても、活用はされるようになったけど本当に効果的に活用できているとか、またその先の個別化・探求化・協働化というところにしっかり目指していっているかということは、今年度の教育課題指定校で新たに ICT を効果的に活用していく。

ICT を活用はしないけれども、教科の中で学びの個別化・協働化・探求化をどのように図っていくかという課題指定校を合計 3 校指定しましたので、その学校の研究の成果というものにつきましても、随時区立学校に発信してまいりたいと考えております。

**伊井委員** 確認させていただきたいのですが、学校整備課のところでは 2 番目の特別教室・体育館の空調設備の設置のところなのですが、美術室は中学校 16 校という記載がありますが、中学校の美術室 16 校がこれからということでしょうか。

**学校整備課長** そのとおりでございます。これで一応美術室については、中学校は完成する予定でございます。

**伊井委員** 小学校とかですね、まだ家庭科室とか、全体的には今後 3 年間で整備していくってことですか。

**学校整備課長** 一応、特別教室については順次小学校も含めて、設置をほぼ終えておりまして、残りはこの美術室の中学校と、技術科室が一部残っているだけで、来年度には完成をいたします。

**伊井委員** わかりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

**庶務課長** いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、平成 31 年度における教育委員会事務局の主要課題につきましては、以上とさせていただきます。

**教育長** それでは冒頭に決定いたしましたとおりここからは、非公開とさ

せていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会の開催予定についてですが、4月24日水曜日午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長** それでは、議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1議案第26号「杉並区立富士見丘小学校外2施設改築等工事に伴う基本設計及び実施設計業務受託者候補者選定委員会の設置について」、を上程いたします。

学校整備課長からご説明申し上げます。

**学校整備課長** それではご説明申し上げます。

議案第26をご覧ください。学校施設等の改築工事に伴う設計業務に図る受託者候補者の選定委員会の設置でございます。

当該選定委員会につきましてはすでに平成31年1月9日開催の教育委員会におきまして、ご議決の上、設置され、受託者候補者の選定作業が実は済んだところでございます。

その後、選定委員の構成につきましては、条例の規定上選定委員の半数以上を学識経験者等の外部委員にする必要がございまして、区職員である内部委員と外部委員と3名ずつ配置としてこの委員会をやっておりました。

外部委員として配置いたしました区立中学校の元校長で、現在は済美教育センターにおいて専門非常勤の相談員として携わっていただいている方がいらっしゃるんですが、この方の条例の解釈上、内部委員で取り扱うべきであったということが今般判明をいたしました。

その結果、構成比率が内部委員4名、外部委員2名の体制となりまして、条例の要件を満たさないということになってしまいましたので、内部委員であった4名のうち2名を除外し、改めて内部委員と外部委員の構成を2対2の同数とする新選定委員会を設置し、審査を行う必要があります。今般再設置にかかる議案を再度提出するものでございます。

議案の内容でございますが、委員会の名称、設置目的は記載のとおりでございます。設置期間は平成31年4月10日から受託者候補者の選定が完了するまででございます。

委員の構成でございますが、区に勤務する者以外の者として2名。高見

澤邦郎先生、更には松枝廣太郎先生のお2人。区に勤務する者としては2名、中村学校整備担当部長、さらには熊耳、元富士見丘中学校校長、済美教育センターの相談員のこの2名としてございます。

提案理由につきましては、平成31年教育委員会議案第2号で設置した委員会の構成が条例に定める要件を満たしていなかったため、委員会を改めて設置する必要がある、ということでございます。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いをいたします。

**折井委員** ということは、もともとの委員会の委員は6名、外部3、内部3だったのを2：2にするということで4名に減るというご提案だと思うのですが、こういった委員会プロポーザル選定委員会を作るにあたって、人数の規定というのでしょうか、最低何名必要とか、そういったようなことってこれは当然満たしているという理解でよろしいでしょうか。

**学校整備課長** 条例上は、10名以内という規定がございます。内規では、原則5人以上というのがございまして、今回4人ということなのですが、原則が5人、こういう特殊な経過がございますので、2名除さなければいけないということを踏まえて4名、その規定上にはなっているというところでございます。

**折井委員** つまり、その過半数であるということがやっぱり一番重要だという訳ですね。

内部の人が多くて、外部の人の方が少ないということだとまずい、ということなのですね。

**学校整備課長** そのとおりでございます。

**對島委員** 今ご説明の中に多少経過が入っていたかと思うのですが、確かに前にご説明いただいた時に6人いらっしやって、そのうちの区に勤務するものではないと思っていた方が実は区に勤務する者で、4対2になってしまったと。

それを是正するためというような説明だったかと思うのですがけれども、なぜそのようなことになったのか、2名外した方々についてはどう選定して4人のうち2人をお残しになったのか、というのを教えていただきたいです。

**学校整備課長** 所管課としては、この熊耳氏、済美教育センターで専門非

常勤として相談業務を担っているということがございました。ただし、週3回の勤務といいますか、勤務時間が正式に決まっていないというところを踏まえて、労働者性は非常に低いというようなことで、区に勤務しているということとは言えないだろうと。あくまでも富士見丘小学校の元校長という経歴を踏まえて、学校教育全般についての学識経験者ということとで委員をお願いしていたというところでもございました。

とはいうものの、今回非常勤であっても原則はやはり区に勤務する者だというような区長部局も含めた区の結論ということになりましたので、それを踏まえてそうやると4:2と内部が多くなってしまふ、というところで2名を除するということになりましたので、この2名について、教育委員会事務局の次長、学校整備の担当部長、更には元担当部長で現在は政策経営部の参事をやっている部長級の職員、とあと熊耳氏の4人になってしまいますので、このいずれかの二人を除して最低でも同数にしなければいけないというのがありましたので、その2名の選定については一応教育的な見地からは是非熊耳先生には審査をしていただいて、設計者を選びたいこと、それから内規で担当部長は必ず入れろというのがございますので、その結果事務局の次長と政策経営部の参事を除したと、そういう結果になっているという経緯でございます。

**伊井委員** そうしますと、形的には選定をやり直すという解釈でよろしいでしょうか。

**学校整備課長** 今回の条例上の要件に当たらないというのは委員の構成の部分だけでございます。

例えば応募した事業者に何か欠格事項があったとか、例えば採点そのものに異議が生じたということではありませんので、そこを是正する方法として、構成を見直すということで、このような手段をとったというところでもございます。

**折井委員** ちょっと感想なのですが、私はこの熊耳氏が最初はその外部として紹介されたときに不思議は感じなかったのです。

大学で非常勤として勤めている方がうちの大学の内部の人になのだろうかというふうに、正直思ってしまうところがあるので、グレーエリアのかなと思うのですが、でもやはり正当性を担保するという点で、2:2という配置に変えるということは賛成だなというふうに思います。

確認ですが、この4名になったとしても同じプレゼンテーションを聞き、

同じ資料を読み、そして一度同じ場でその審議をし、採点もしたという方達な訳ですよ。そうですね。

なので、もう一度プロポーザルのプレゼンをする必要はないということをご理解いたしますが、結果はまたその4人で話し合いということになるわけですね。

**学校整備課長** 今回この教育委員会でご議決をいただいた後、早速告示をしてさらに同日で委員会を開催します。

その中で6人の方のうち4人を除いて、今折井委員ご指摘のとおりすでに一次審査、さらにはプレゼンテーションをやっている。もうすでにやっている方達ですので、その4人の中でもう一度その結果についてご審議をいただいて、その結果正式に事業者が、もう一度決まるということになるということです。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見なければ、教育長議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第26号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

( 「異議なし」の声 )

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第26号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。